

平成 26 年度第 28 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 27 年 3 月 20 日(金) 午後 2 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 新
総括課長 花山 智行
担当課長 小原 由香

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、議案第 3 号から議案第 5 号まで及び協議事項 1 を非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 へき地手当等に関する規則の一部改正について (公開)
議案第 2 号 岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について (公開)
議案第 3 号 事務局職員の人事について (非公開)
議案第 4 号 給料の特別調整額の適用区分を 1 種上位とすることについて承認することについて (非公開)
議案第 5 号 校長の採用による職務の級等の決定について (非公開)
協議事項 1 不利益処分についての不服申立て (26 人委 (不) 第 1 号事案) の判定方針について (非公開)
報告事項 1 事務局職員の人事について (公開)
報告事項 2 平成 26 年岩手県人事委員会報告・勧告の状況について (公開)
報告事項 3 岩手県議会平成 27 年 2 月定例会の状況について (公開)
報告事項 4 関係労働団体からの要請書について (公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕

へき地手当等に関する規則の一部改正について、決定した。 資料はこちら

〔議案第 2 号〕

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について、決定した。 資料はこちら

〔報告事項 1〕

事務局職員の人事について、報告があった。

〔報告事項 2〕

平成 26 年岩手県人事委員会報告・勧告の状況について、報告があった。

〔報告事項 3〕

岩手県議会平成 27 年 2 月定例会の状況について、報告があった。

〔報告事項 4〕

関係労働団体からの要請書について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔議案第 3 号〕

事務局職員の人事について、決定した。

〔議案第4号〕

給料の特別調整額の適用区分を1種上位とすることについて承認することについて、決定した。

〔議案第5号〕

校長の採用による職務の級等の決定について、決定した。

〔協議事項1〕

不利益処分についての不服申立て（26人委（不）第1号事案）の判定方針について、協議した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第1号

へき地手当等に関する規則の一部改正について

平成27年3月20日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

へき地学校及び指定学校の統廃合に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

へき地学校及び指定学校の統廃合に伴い、統廃合となる学校を削除すること。（別表第1及び別表第3関係）

第3 施行期日（附則関係）

平成27年4月1日から施行すること。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学 校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]			宮古教育事務所	[略]		
	和井内小学校	宮古市和井内	[略]		和井内小学校	宮古市和井内	[略]
	<u>川井西小学校</u>	<u>宮古市川内</u>	[略]		門馬小学校	宮古市区界	[略]
	門馬小学校	宮古市区界	[略]		門馬小学校	宮古市区界	[略]
	<u>江繫小学校</u>	<u>宮古市江繫</u>	[略]		中沢小学校	下閉伊郡岩泉町門	[略]
	<u>小国小学校</u>	<u>宮古市小国</u>	[略]		[略]	[略]	[略]
	中沢小学校	下閉伊郡岩泉町門	[略]		[略]	[略]	[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学 校	所在地		所管教育事務所	学 校	所在地	
盛岡教育事務所	[略]		[略]	盛岡教育事務所	[略]		[略]
	橋場小学校	岩手郡雫石町橋場			橋場小学校	岩手郡雫石町橋場	
	浮島小学校	岩手郡岩手町大字土川			[略]	[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							
附 則							
この規則は、平成27年4月1日から施行する。							

へき地手当等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

へき地学校及び指定学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うこと。

2 改正の内容

へき地学校及び指定学校の統廃合による改正

【小学校】

教育事務所	市町村名	改正前			改正後	
		学校名	廃止等	へき地の 級地区分等	学校名	へき地の 級地区分等
盛岡教育 事務所	岩手町	一方井小学校	—	無	一方井小学 校（統合）	無
		浮島小学校	廃止	指定学校		
宮古教育 事務所	宮古市	川井小学校	—	1級地	川井小学校 （統合）	1級地
		川井西小学校	廃止	2級地		
		江繫小学校	廃止	2級地		
		小国小学校	廃止	2級地		

※指定学校：へき地、準へき地を比較し、交通の条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない
度合いが低いため、異動に伴い住居を移転した場合にのみ手当を支給する学校。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第2号

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部改正について

平成27年3月20日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 改正の趣旨

審査・給与担当課長の新設に伴い、担当課長の共通専決事項を定めるほか、併せて所要の整備をしようとするものである。

第2 改正の内容

- (1) 総括課長専決事項から、総括課長が直接業務を担当する場合に係る規定を削除すること。(第6条関係)
- (2) 担当課長共通専決事項を定めること。(第7条関係)
- (3) 総務・任用担当課長専決事項を定めること。(第8条関係)
- (4) 総括課長指定職員専決事項の主な事項を定めること。(第9条関係)
- (5) その他所要の整備を行うこと。(第5条関係)

第3 施行期日(附則関係)

平成27年4月1日から施行すること。

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>総務・任用担当課長（以下「担当課長」という。）又は総括課長があらかじめ指定する職員</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第9号並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</u></p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、総括課長が直接事務を担当する場合には、次条第8号から第17号までに定める事項を専決することができる。</u></p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>当該事務を担当する担当課長</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第10号並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</u></p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p><u>(担当課長共通専決事項)</u></p> <p>第7条 <u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p><u>(4) 職員の休暇その他の服務に関すること。</u></p> <p><u>(5) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。</u></p> <p><u>(6) 行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。</u></p> <p><u>(7) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。</u></p> <p><u>(8) 事実の証明に関すること。</u></p>

<p>(担当課長専決事項)</p> <p>第7条 <u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(11) <u>職員の休暇その他の服務に関すること。</u></p> <p>(12) <u>軽易な広報宣伝の実施に関すること。</u></p> <p>(13) <u>行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。</u></p> <p>(14) <u>軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。</u></p> <p>(15) <u>事実の証明に関すること。</u></p> <p>(16) <u>軽易な通達等を発すること。</u></p> <p>(17) <u>その他前各号に準ずる事項</u> (総括課長指定職員専決事項)</p> <p>第8条 <u>総括課長が指定する職員は、総括課長の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。</u></p>	<p>(9) <u>軽易な通達等を発すること。</u></p> <p>(10) <u>その他前各号に準ずる事項</u> (総務・任用担当課長専決事項)</p> <p>第8条 <u>総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(総括課長指定職員専決事項)</p> <p>第9条 <u>総括課長が指定する職員は、担当課長の共通専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

【岩手県人事委員会事務局代決専決規程 改正箇所整理表】

改正前	改正後
<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>総務・任用担当課長</u>（以下「担当課長」という。）又は総括課長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第9号</u>並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、総括課長が直接事務を担当する場合</u>には、次条第8号から第17号までに定める事項を専決することができる。</p> <p>(担当課長専決事項)</p> <p>第7条 <u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職員の職務専念義務免除に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の営利企業等の従事制限に関すること。</u></p> <p>(3) <u>被服の貸与に関すること。</u></p> <p>(4) <u>行政文書及び物件の收受、配布及び発送に関すること。</u></p> <p>—</p> <p>(5) <u>保存期間の定めのある保存行政文書の廃棄に関すること。</u></p> <p>(6) <u>人事例規総覧の編集に関すること。</u></p> <p>(7) <u>岩手県人事委員会の会議等の傍聴に関する規則（昭和53年岩手県人事委員会規則第16号）第2条第1項の規定による傍聴券の交付に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p>(10) <u>職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(11) <u>職員の休暇その他の服務に関すること。</u></p>	<p>(代決)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 総括課長が不在のときは、<u>当該事務を担当する担当課長</u>がその事務を代決する。</p> <div data-bbox="1102 450 1430 555" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 200px;"> <p>総務・任用担当課長及び 審査・給与担当課長</p> </div> <p>3 [略]</p> <p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 任用規則第14条第2号から第5号まで及び<u>第10号</u>並びに第15条第2号から第4号までの規定による職の承認をし、並びに任用規則第14条各号に掲げる職（同条第1号に掲げる職のうち、委員会付議級である職を除く。）及び任用規則第15条第2号から第4号までに掲げる職に係る任用規則第7条第1項の規定による選考を実施すること。</p> <p>(19)～(63) [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <div data-bbox="887 1160 1481 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 200px;"> <p>審査・給与担当課長新設に伴い削除。 第8号～第17号を担当課長共通専決事項とする。</p> </div> <p>(担当課長共通専決事項)</p> <p>第7条 <u>担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</u></p> <div data-bbox="954 1547 1430 1704" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 200px;"> <p>総務・任用担当課長専決事項へ (総括課長が直接事務を担当する場合の専決事項に該当しない事項)</p> </div> <p>(1) <u>職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員以外の者の旅行依頼に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員の休暇その他の服務に関すること。</u></p>

- (12) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。
- (13) 行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。
- (14) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (15) 事実の証明に関すること。
- (16) 軽易な通達等を発すること。
- (17) その他前各号に準ずる事項

担当課長専決事項のうち、
総務・任用担当課長独自の事項

(総括課長指定職員専決事項)

第8条 総括課長が指定する職員は、総括課長の専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

- (5) 軽易な広報宣伝の実施に関すること。
- (6) 行政資料統計等の作成、収集又は配布に関すること。
- (7) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。
- (8) 事実の証明に関すること。
- (9) 軽易な通達等を発すること。
- (10) その他前各号に準ずる事項
(総務・任用担当課長専決事項)

第8条 総務・任用担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の職務専念義務免除に関すること。
- (2) 職員の営利企業等の従事制限に関すること。
- (3) 被服の貸与に関すること。
- (4) 行政文書及び物件の收受、配布及び発送に関すること。
- (5) 保存期間の定めのある保存行政文書の廃棄に関すること。
- (6) 人事例規総覧の編集に関すること。
- (7) 岩手県人事委員会の会議等の傍聴に関する規則（昭和53年岩手県人事委員会規則第16号）第2条第1項の規定による傍聴券の交付に関すること。

(総括課長指定職員専決事項)

第9条 総括課長が指定する職員は、担当課長の共通専決事項のうち軽易又は定例的な事項で総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。